

会議報告



金融庁総合政策局IFIAR戦略企画本部
IFIAR戦略企画室 室長補佐

や ま だ ゆ う や i

山田 有也



CPD

第25回「監査監督機関 国際フォーラム (IFIAR)」 本会合の開催 ～長岡IFIAR議長の退任 にあたって～

1 はじめに

2025年4月8日から10日にかけて、ドイツ・ベルリンにおいて、監査監督当局の国際機関である監査監督機関国際フォーラム (IFIARⁱⁱ) の第25回本会合が開催されたⁱⁱⁱ。IFIAR本会合は、IFIARメンバーや関係者が対面で行う年次総会であり、今回は、49の国・地域の監査監督機関、6大監査法人ネットワーク^{iv}のCEO、国際基準設定主体やその他利害関係者を含め、多数の関係者が参加し、サステナビリティ保証、監査におけるテクノロジーの利活用をはじめ、監査業界において近年重要性が高まっているトピックについて、議論等が行われた。

今回の本会合でIFIAR議長を退任する長岡 隆金融庁総合政策局審議官兼 公認会計士・監査審査会事務局長^vのスピーチでは、長きにわたる貢献機会及び関係者の支援への謝意に加え、グローバルな監査監督の向上により公益に資するというIFIARの使命の重要性を改めて謳うとともに、新たなリーダーシップの下でIFIARがその重要な役割を果たし続けていく未来の姿に期待を寄せる

メッセージが共有された。

本稿では、今回の本会合における主要な議題を報告するとともに、それぞれの議題について筆者が重要であると考えた観点を合わせて紹介する。本文中、意見に係る部分については私見であることをあらかじめお断りしておく。

2 各セッションの概要

(1) シンポジウムセッション

キーノートスピーチでは、会計不正をテーマにした講演が行われた。講演の中では、ビジネスの複雑化に伴い監査人が不正を検知する困難性が増していることや、監査法人において健全な組織文化を醸成する土台として、個人が正しいマインドセットを持つ重要性について言及があった。サステナビリティ報告・保証に係る規制化をはじめとして、近時、開示情報の信頼性を担保する重責を担う監査人の役割は一段と重要になっている。中でも、AI等のテクノロジーの利活用が今後ますます拡大していくことが予想される中、監査人は、被監査会社の財務報告作成プロセスにおいて、生成AI等の固有リスクを伴うテクノロジーが、どこで、どのように利用されているかについて把握し、必要

に応じて的確な措置をとることが求められる。

このような複雑性を増す環境下において、外部監査人に不正対応の全責任を負わせることは現実的ではない。外部監査人が職業的懐疑心を発揮し、質の高い監査を行うことは、被監査会社の経営状況の透明性を向上させ、株主をはじめとする利害関係者からの信用を高めることに寄与することを被監査会社も認識することが重要である。監査法人等は、健全な組織文化を醸成すべく、経営陣を中心に監査品質を重視する価値観を浸透させる取組を継続すべきである。それと同時に、被監査会社においても、監視機能を担う独立取締役や監査委員会等は、外部監査人が十全に職責を果たせる環境作りに尽力すべきである。不正対応を含めて、監査の質を確保する取組は、全ての利害関係者の利益になるとの認識を共有した上で、個々の職責に即した実効的な取組を進めていくことが肝要であろう。

(2) 中小監査法人に対する規制対応

1つ目の分科会では、監査市場において重要性が高まっている中小監査法人に対する規制対応に焦点が当てられた。登壇した監査監督当局者からは、多様性に富む中小監査法人への規制対応として、検査を含むモニタリングなど法的義務を伴うアプローチに加えて、教育的な支援など法的枠外のアプローチも合わせることで、多様性を包摂しつつ全体的なレベルアップを図ることの重要性が共有された。

日本では、監査法人等は公認会計士法における監査証明業務を行う場合、その態様にかかわらず、法令等で定められた義務を負う。令和4年に改訂された監査に関する品質管理基準は、監査法人等が個々の状況等を踏まえて品質目標

を設定し、品質リスクを識別・評価した上で定めた方針等を運用し改善していくといった自発的なアプローチを柱にしている。一方で、中小監査法人は、大手監査法人と比べて監査監督当局との議論を通じて規制の趣旨を理解し、しかるべき対応について認識を共有する機会が限られることから、対応における全ての責任を中小監査法人の自助努力に委ねる状況は、バランスを欠いていると言わざるを得ない。

企業活動が多様であれば、監査業務も多様化する。多様化に内在する監査リスクに効果的に対処するためには、監査人が職業的専門家として自発的に考え、行動するマインドセットが鍵となる。改善に向けて自発的に取り組む監査法人等が、複層的なチャンネルを有効に活用し態勢整備等の改善につなげることで、監査業務の質が向上し、監査業務提供者としての信頼性が適切に評価されるようなエコシステムが理想的である。当事者である監査法人等のもとより、監査監督当局や自主規制機関など、利害関係者が中長期的な取組として、それぞれの立場で時宜を得た対応を継続していくことが必要である。

(3) サステナビリティ保証

2つ目の分科会では、サステナビリティ報告に対する保証に焦点が当てられた。既にサステナビリティ保証規制を実施している国・地域もある中、グローバルな企業活動を後押しするために、広範なマーケットをカバーするベースラインとして、国際基準を導入する重要性が改めて確認された。ベースとなる基準の導入を足がかりとして、規制当局が外形的な遵守性を確認するだけでなく、基準導入後に実質的な規制効果を高めていく取組が必要である。具体的には、サステナビリティ報告の内容が、投資家等の情報利

用者のニーズを満たしているか、作成者、監査人が過度な負担を負っていないかなど、広範な関係者の実態把握に努めつつ、規制の有効性向上に係る検討を継続していくことは、さらなる実効性を伴った規制のより良い運用に資するだろう。

サステナビリティ関連規制に関しては、欧米において停滞気運がみられ、一部に規制導入の必要性に疑義を呈する声もある。しかしながら、企業は社会の公器としての役割を担っており、社会の一員として、次世代にあるべき社会を継承していく責任は、サステナビリティの根底にある価値観に通底する。企業が、気候変動リスクなど重大なリスクを評価し、経営における重要情報を対外的に開示することは、企業の社会的影響力の大きさに比した対応として社会の期待に応えるものであり、それら企業の対応を制度的に担保するサステナビリティ関連規制の重要性は巨視的に失われることはない。

(4) 監査分野におけるテクノロジーの利活用

3つ目の分科会では、監査業界におけるテクノロジー利活用状況の進展に加えて、規制当局においても生成AIを含む先端テクノロジーの利活用を試行している取組について焦点が当てられた。IFIARでは、テクノロジーに特化したタスクフォースにおいて、主に6大監査法人ネットワークにおけるテクノロジーの利活用状況の分析に取り組んでおり、各ネットワークの監査業務における利活用の進展状況が共有された。また、規制当局における生成AIを含むテクノロジーの利活用に係る試行事例とともに、付随する課題等についての議論も行われた。登壇した一部の監査監督当局からは、生成AIサービスの日常業務への利活用事例が紹介されるとともに、テクノロジーの特性を正しく理解し、強みを活かす領域におけ

る戦略的な利活用は、組織横断的に業務の質を高め得る旨が共有された。

一方で、言うまでもなくテクノロジーの利活用は固有のリスクも伴う。リスクを的確にコントロールしながら、俯瞰的な視点で便益の向上に寄与する利活用方法について、試行しながら最適な方法を追求していくアプローチも一案だろう。テクノロジーの利活用自体を目的化するのではなく、全体効用への貢献という観点で、定期的に効果測定を実施し、必要があれば柔軟に改善していく対応が望ましい。

(5) 6大監査法人ネットワークのCEOと個別セッション

本セッションでは、近時の地政学的変化を踏まえた監査品質への影響、監査業務におけるAIの利活用とその長期的影響、サステナビリティ保証に係る取組、監査法人へのプライベート・エクイティ投資(PE投資)の影響に関する見解などが取り上げられ、中でも、AIを含むテクノロジーの利活用とPE投資には、参加者から高い関心が寄せられた。

各ネットワークは、テクノロジーの利活用を進めるべく事業戦略の中でも優先度を高めて計画的な投資を行っている。従来型AI^{vi}は、単調な反復業務の自動化により、それら業務の効率性及び正確性の向上に寄与することが期待されており、IFIARが2025年3月に公表した報告書^{vii}においても、監査業務における自動化ツールの活用等の進展が報告されている。単純作業を自動化し、監査人が判断能力を要する重要業務に注力することで、相互の強みを発揮する分業が可能となり、監査業務の質を向上させ得る。生成AI^{viii}については、現時点では直接的な監査業務への活用は想定されておらず、あくまでも監査人が行う監査業務の補助、監査人の判断能力を支援するツールとしての活用が大勢である。概して、監

査業務と非監査業務を同一のネットワークで提供するMDM(Multi Disciplinary Model)を展開するネットワークの中には、テック企業との連携を梃に、まずは非監査業務における生成AIサービスの開発を促進し、ネットワーク内の人的資源やサービスの質を向上させ、それらの発展を監査業務にも活かすことで、監査業務の品質向上、及び監査業務の魅力向上への貢献をも期待する向きがある。

PE投資については、近時、一部の法域において中小監査法人等に対するPEファンドの投資事例が6大監査法人ネットワークの一角まで広がりつつある。常に独立性が求められる監査業務を提供する監査法人等に対して、PEファンドが組織的な影響を及ぼし得るリスクを危惧するIFIARメンバーも少なくない。2024年12月にIFIARが公表したステートメント^{ix}の中では、PE投資がもたらし得る潜在的な利益、及びリスクを明示している。PEファンドが関与することで、監査品質を重視する組織文化が偏った利益主義の影響を受けるなどのリスクがある一方で、テクノロジーの開発等、多額の投資を必要とする強化策が可能になることで、結果的に監査業務の質が向上するなどのメリットもあり得る。PE投資の実態は多様であり、画一的な評価は難しい。監督当局は、監査法人等を取り巻く環境、PEファンドの投資戦略、関連規制等、個々の事例の背景を正確に理解した上で、検査を含むモニタリングを通じて、監査業務提供者としての義務の遵守性を継続的に確認していく必要がある。

3 アジア初の議長職を終えて

今回の本会合をもって、長岡審議官がIFIAR議長を退任し、同時に日本も議長国としての任を終えた。議長任期中には、

アジア初の議長としての強みも活かしたアウトリーチにより、インド及びアブダビ・グローバルマーケットが新規メンバーとして加盟した。これらアジアを含む、様々なメンバーが能動的に参加・貢献するとともに、全てのメンバーが恩恵を受けられる仕組み作りは優先的な課題であった。国際機関は公益への貢献があって初めて真正な認知が高まる。単に露出を増やすだけでは不十分で、専門性に裏付けられた意義のある成果が対外的に評価されることが必須であり、サステナビリティ保証やテクノロジーなど、IFIARが新規課題にも積極的に関与し、それら取組を成果物につなげる意識が組織的に浸透したことは、国際機関としての今後のさらなる成長を目指す上で土台となるだろう。

日本は、議長国から代表理事国・事務局ホスト国として、IFIARへの貢献の形が変わることになる。IFIAR事務局を日本に招致することができた際に想い描いた、IFIAR事務局への支援等を国内外の連携強化につなげ、グローバルと国内双方の観点で監査品質を高めていくというビジョンは、道半ばである。しかしながら、資本市場の信頼性を担保する重要な役割を担う監査において、監督当局をメンバーとするIFIARが、グローバルな監査品質の向上を推進する国際機関として、着実に発展への歩を進めてきたことは確かである。

IFIARは2026年に設立20周年を迎える。折しも筆者は金融庁に入庁し20年を迎えた。自身の未熟さには言葉を失うばかりだが、対してIFIARは、求められる期待に誠実に応えていくことで、国際機関としての成熟性を高めてきた。今回の本会合にて、IFIAR新議長からの長岡審議官への謝意を表するスピーチの結びとして、同氏の10年超にわたる実務的な貢献はもとより、真に称賛すべきは誠実

な人柄であるとの言葉があった。多様な個人で構成される組織に無形な価値観を定着させることは容易ではない。一方で、地道に個々人のマインドセットに働きかけることでしか定着し得ないことも確かである。だからこそ、成長期にある組織において、メンバーが信頼を寄せる議長の下、組織の幹となる価値観を育むことができた意義は大きい。20歳を迎えたIFIARが誠実に公益に貢献し、国際機関としてさらなる成長を遂げられるよう、今後も微力ながら携わっていきたい。

<注>

- i 本稿における役職名はいずれも第25回IFIAR本会合開催時点のものである。
- ii IFIARは、2000年代初頭の一連の不正会計事件を契機に各国・地域で設立された、業界から独立した監査監督当局により構成される国際機関として、グローバルな監査品質の向上により公益に資すること等を目的に2006年に設立された。IFIARでは、メンバー当局の監査監督に係る課題や経験に関する対話や、知見共有のためのプラットフォームを提供することにより、監査監督における協調や一貫性を促す取組等を行っている。

2025年6月末現在、56の国・地域の監査監督当局が加盟しており、日本は設立当初から、金融庁と公認会計士・監査審査会が加盟している（2017年、東京に事務局が設置された。）。IFIARの概要や活動内容については、IFIARのウェブサイトを参照のこと。

<https://www.ifiar.org/>

- iii 審査会ウェブサイトにおいて、今回の本会合後にIFIARが公表したプレスリリース（原文及び仮訳）を掲載している。
<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/sonota/kokusai/20250423.html>
- iv BDO、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、Grant Thornton、KPMG及びPricewaterhouseCoopers
- v 本会合では、正副議長の選挙が行われ、議長にKevin Prendergast氏（アイルランド・IAASA）、副議長にHuey Min Chia-Tern氏（シンガポール・ACRA）が選出された。
- vi 機械学習など、AIにあらかじめデータを与えて「特徴や傾向」を学習させ、入力されたデータに対して回答を得るもの。
金融庁「AI ディスカッションペーパー

（第1.0版）」<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250304/aidp.pdf>

vii <https://www.fsa.go.jp/cpaaob/sonota/kokusai/2025TTFReport.pdf>

viii 大規模言語モデル（LLM）など膨大なパラメータを有するモデルで、インターネット上のデータやコンテンツ（文章、画像等の非構造化データ）などを学習に使用し、新しい生成物（文書、画像、音声、動画など）を生成する機能を有するもの。
金融庁「AI ディスカッションペーパー（第1.0版）」<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250304/aidp.pdf>

ix <https://www.ifiar.org/?wpdmdl=17670>

*法定監査従事者の必須研修科目 「監査の品質及び不正リスク対応」 研修教材

教材コード	J 0 3 0 5 7 5
研修コード	3 1 0 1
履修単位	0.5 単位

